

| 調 査 (決定) | |
|--|--|
| 事 件 の 表 示 | 平成 2 3 年 (才) 第 6 5 8 号 平成 2 3 年 (受) 第 7 4 7 号 |
| 決 定 日 | 平成 2 3 年 6 月 2 3 日 |
| 裁 判 所 | 最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷 |
| 裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 | 横 田 尤 孝 官 川 光 治 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 白 木 勇 |
| 当 事 者 等 | 別紙当事者目録記載のとおり |
| 原 判 決 の 表 示 | 東京高等裁判所平成 2 2 年 (ネ) 第 5 1 0 4 号 (平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日判決) |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 3 年 6 月 2 3 日


最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 矢 野

均 印

当事者目録

上告人兼申立人
同訴訟代理人弁護士
被上告人兼相手方
同代表者理事


武内 更一
財団法人世田谷トラストまちづくり
佐藤 洋

これは正本である。

平成 23 年 6 月 23 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

矢野

